

### <資料紹介>法政大学キャリアデザイン学部 連続シンポジウム 第20回 市民的進路保障と しての労働法教育：どうすれば高校で拡が るか

上西, 充子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学キャリアデザイン学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Lifelong Learning and Career Studies / 法政大  
学キャリアデザイン学部紀要

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

163

(終了ページ / End Page)

166

(発行年 / Year)

2020-03

法政大学キャリアデザイン学部 連続シンポジウム 第20回

## 市民的進路保障としての労働法教育 —どうすれば高校で拡がるか—

---

### 【開催日時】

2019年11月8日(金) 15:00-17:00

### 【プログラム】

企画趣旨 筒井美紀 (本学部教授)

報告1 「『はたらく』へのトビラ」(厚生労働省2017)の作成に携わって  
児美川孝一郎 (本学部教授)

報告2 高校出前授業における創意工夫と「注文」  
小関香苗 (藍司法書士事務所所長・司法書士)

報告3 新科目「公共」 どう実践するか  
鈴木隆弘 (高千穂大学人間科学部教授)

### 【シンポジウム概要】

労働法教育やワークルール教育は、劣悪な働き方から身を守るために大事であると共に、市民 (citizen) として自由に堂々と生きる術と自信を養うというもっと積極的な意義を認めることができる。

生徒たちが、未来で羽ばたけるよう、どのようにエンパワーすることができるか。この「市民的進路保障」はどうすれば、高校で深め、拡げることができるのか。高校における労働法教育は、その必要性が指摘されているものの、現状においては拡がりを欠いているが、どうすれば拡げていけるか。それを

共に考えていこうというのが、本シンポジウムの企画趣旨であった。

シンポジウム冒頭に本学部の筒井美紀教授からは、上記のシンポジウムの企画趣旨が紹介されると共に、続く3名の報告者の報告の位置づけが紹介された。

高校において労働法教育を広げるためには、法制による後押しと教育行政における促進、現場の授業実践の3つの層のそれぞれにおける動きが必要だ。法制化の面で見ると、2015年に成立した若者雇用促進法（青少年雇用促進法）に労働法教育の必要性が規定されたが、より具体的な推進策を定めたワークルール教育推進法案は、法制化が検討されているものの、いまだ国会に提出されるに至っていない。

そこで本シンポジウムでは、教育行政における促進策として、教材面での促進を報告1の児美川報告で取り上げた。また、現場の授業実践に関わる側面で、外部の専門家と高校教員との共同授業について報告2の小関報告が取り上げた。報告3の鈴木報告は、2022年度の新入生から新たな学習指導要領によって順次導入される予定の公民の新科目「公共」での実践の可能性を取り上げたものだ。

児美川教授による報告1で紹介された高校のモデル授業案『「はたらく」へのトビラ〜ワークルール 20のモデル授業案〜』（厚生労働省、2017年）は、50分の授業で実施できる20の授業案を提示したものだ。多様な教科で取り上げることができるように、またバイト経験や進路状況などが多様な状況にあるそれぞれの高校で使えることができるように、すぐに使える授業案が用意された。文部科学省から厚生労働省に出向中の担当者が中心となり、高校の教員を中心としたメンバーが授業案を提出し、学校現場でトライアル実施した上でさらに修正して会議でモデル授業案を確定させていったものだという。

このモデル授業案の活用に向けた高校教員向けのセミナーも厚生労働省によって開催されているが、このモデル授業案がどの程度活用されているかは、把握されていないという。労働法教育は、「よき職業人の育成」と「よき市民の育成」の結節点に位置づくが、現状では個々の教員任せになっており、組織的な取り組みにはなっておらず、カリキュラム構造上も位置づいていないという課題が語られた。

報告2では司法書士の小関氏より、高校での出前授業の実践を踏まえてお話しいただいた。最低限の法律知識を伝えた上で、いざというときに「ピン！」とくるようにすること、そして、トラブルに巻き込まれたときに適時に適切なところに相談ができる相談力をつけることを重視しているとのことだったが、外部講師に「丸投げ」されるとうまくいかないことが多いという。それは、外部講師は生徒を対象とした授業のプロではないことと、その学校の生徒をよく知らないことに起因するものだという。

生徒のことをよくわかっている現場の教員の知見と司法書士の専門知識・経験を組み合わせたコラボ授業とするためには、双方向のコミュニケーションが大事であり、毎年定期的を実施することで、前回の実績を踏まえた計画を立てることができ、教材もブラッシュアップでき、相互の信頼関係も醸成されていくと語られた。「私たちは労働法に守られているんだ」「相談しているんだ」と生徒が思えるような授業を実施するうえで、大切なポイントだろう。

報告3では鈴木教授より、2単位必修となる新科目「公共」における労働法教育の実践の可能性が示された。新科目「公共」は、キャリア教育の中核となる時間と位置づけることが求められており、現実社会の諸課題に関わる具体的な学習上の課題を「主題」として示し、法、政治、経済などの側面を関連させて多面的・多角的に考察することによって、主題を解決することを目的とした活動を行い、それを通して、公民としての資質・能力を育成するものとされている。この主題設定がカギであり、生徒に近づいた主題、生徒が抱える問題に基づいた具体的主題を設定することで、労働法教育と公民科との接続が図られるのではないかと提案された。この新科目「公共」は自民党の提案に基づいて新設されることとなった科目だが、断片的な知識を教えるのではなく主題を設定して授業を行うこの「公共」は、尊厳ある労働や持続可能な未来を、生徒と教師が共に考える科目としていけるのではないかと、という提案だった。

休憩時間に参加者からの質問票を集め、後半にはそれらの質問を受けて、登壇者同士のディスカッションが行われた。労働法教育は、どの時間枠を使って行うかが大きな課題であること、アルバイト経験がある生徒とそうでない生徒など、生徒個人にとってのリアリティは異なり、テーマを自分ごとに

する回路が違うため、授業案には多様性が必要であること、労働組合の役割を歴史を踏まえて理解する機会が必要であること、法律はよりよいものに変えていくものであり、変えていく力が市民にはあって、そのために主権者教育として大事なのは批判する力であることなどが語られた。

新科目「公共」については、「社会を作り変える主体」ととらえた場合の公共と、「規範を守る主体」ととらえた場合の公共の両方の要素が含まれているとの指摘や、共同体主義を背景としており、多様性を尊重する視点は希薄だとの指摘があったが、社会は「変えられる」という実感を生徒が持てることがこの科目を考える上では大事であり、こういうシンポジウムが開かれて新科目「公共」の在り方が検討されるようになったこと自体が前進であるとの指摘もあった。

当日のシンポジウムには、高校関係者や学生、キャリア教育科目担当者、企業関係者など30名の参加があった。人数としては少なめであったが、休憩時には多数の質問票が寄せられ、終了時のアンケートにも詳しく自由記述を書いてくださった方が多かった。今後の取り組みにつなげていきたい。

(文責：上西充子)